

伊方原発訴訟を支援する会

国側の独善的な「即時抗告」に痛撃

原告側から反論書提出

さる5月24日、松山地裁が決定した「文書提出命令」に対し、被告の国側は、期限ぎりぎりの5月31日に、「即時抗告申立書」を高松高裁に提出した。これまで被告側から提出された文書は、すべて、タイプ印書されたものであり、国側の対応と財政面での余裕を示していた。ところが、今回提出の「申立書」は手書きの、しかも数人で分担して作成したもので、「まさか提出命令は出るまい」とタカをくくっていたことがうかがえる。さらに、前号ニュースでお知らせしたように、これまでの被告側代理人の立役者であった、山内検事の名が、もう一人の篠原代理人の名とともに、代理人の名簿から消えているのも人目をひいていた。

国側の「抗告申立書」は、全般的に、裁判所に、国の権威をちらつかせて、すごみを利かせるといった態度につらぬかれている。しかし、頭にきすぎていることと、あわてていたこともあってか、論旨は支離滅裂で、さしもの賢明な弁護士も、一読後、「国の気持は痛いほどよくわかるが、むずかしすぎて筋がつかめん」と、ほやかれる始末。しかし、分担して検討を深められる度ごとに、国側の身勝手な権力的な姿勢が浮きほりにされ、苦勞の多い作業を経て最後には、国側の「申立書」

に対する冷静で明解な批判が、34枚に及ぶ「反論書」にまとめられていったのである。以下に、国側の5項目の主張と対比しつつ、「反論書」の要旨を紹介しよう。

被告の苦悩の現われ

被告は、「文書提出命令」（以下「原決定」と略）が民事訴訟法312条を適用したことにかみつき、同条3項に「拳証者ト文書ノ所持者トノ間ノ法律關係ニ付作成セラレタルトキ」とある文書に該当していないという。まず、「文書ノ所持者」である被告と、立証のためにその提出を求めた「拳証者」である原告らとの間には「法律關係」はないと主張している。すなわち、被告が許可した伊方原発に対して、原告らが勝手に「具体性のない危く・懸念」をいだいているという「事實關係」にすぎないので、法律的にはアカの他人だという。

「反論書」は、被告が、「原告らにおいて本件許可が適正な手続によりなされたか否かを問題とし得る余地は本来あり得ないはず」と、いわゆる原告の適格性まで否定しようとしてきた点をとらえ、「原告、被告双方の本案に関する主張が幾度となくかわされ、本件原子炉設置許可処分の内容面及び手続面の違法性に関しての争点もかなり明確となった現

段階において、あえて右のような主張を行なってきたのは、ひとえに「溺れる者ヲラをもつかむ」の気持ちからであろうと、被告のなりふりかまわぬ主張をたしなめている。

また「反論書」は、大量の放射能製造装置を設置すること自体が、「地域住民の生命、身体及び財産の安全に対する具体的な制約」であると指摘するとともに、一連の原発事故を目の前にして、なお被告は「具体性のない危く」と強弁するのかと迫っている。そして結論として、被告の主張は、「原子炉設置により制約される原告らの生命、身体及び財産の安全はおよそ法律上の保護に値いしないというにはかならない」と、住民無視の姿勢を浮きぼりにしている。

文書を秘匿しようとする被告の態度

被告の第2の主張は、上述の民事訴訟法第312条にある「法律関係ニ付作成セラレタ」文書でないということである。すなわち、「挙証者が当該文書の作成に間接的にも関与していないものは含まれない」し、その制限を無くすると、「行政庁は行政訴訟において、処分と直接関係のない文書を際限なく提出せざるを得なくなる」と、泣きごとをのべているのである。

「反論書」は、被告の法律解釈は全くの独断であり、原決定の「法律関係発生の過程において作成され、同法律関係と密接に関連する事項を記載した文書も含まれる」との解釈こそ自然であると、被告をたしなめている。さらに「反論書」は「本件で提出を求められている文書は、すべて本件処分と密接な関係を有するものであることは明白であり、それを、被告が、「本件と直接関係のない文書」という表現をもって、ひたすら本件文書を秘

匿せんとする態度は、言語道断である」と、きめつけている。

「必要性が無い」とは何ごとか

被告の主張の第3点は、「原告が文書提出を要求するに当たって、「文書の表示」が明らかでないものがあるし、「証すべき事実」も何ら具体的に明らかにされていないので、民事訴訟法で対象にしている文書にならない」ということである。

これに対して「反論書」は、つぎのように被告の主張の不当なことを追及している。まず、これまで原告が審査内容に違法性があると主張してきた、立地条件、被ばく評価、原子炉の危険性など、10項目をあげ、これらの各項を立証するのに、要求した文書が必要なことを具体的に指定するとともに、お粗末な審査しかやっていないことを手続的な面から明らかにするためにも、それぞれの文書が不可欠であることを明示した。そして、「被告は一方において、これまでかかる文書を秘匿し、公開しないでおきながら、他方で、あたかもその内容の全てにわたって原告らが具体的にこれを知悉せねば不可能な程度に同文書を特定し、その立証事項との関連を明示する必要あるごとく争うが、これは理由なき右秘匿の責任を原告ら地元住民に一方的に転嫁せんとする不当な主張に他ならない」と、きびしく被告の身勝手ぶりを批判している。

さらに被告が「高度の技術的、専門的判断を必要とする事項については、専門機関である担当行政機関の判断が尊重されるべきであって、裁判所の司法的判断にはなじまない」と、傲慢さをむき出しにしたことに対しては、「例えばプルトニウムの危険性など高度に科学的なはずの問題すら、日常、一家庭の主婦

の常識となってきた。裁判所が、被告のなした行政判断について、真に公正になされたか否かの判断に必要な科学専門学識を、一般人以上に取得できないものとはとうてい思えず、被告の主張は、まさに行政的独善に他ならない」と、時代遅れの石頭ぶりを批判している。

なお、いわゆる「公害裁判」の多くでは、行政側が、もっともらしいデータを持ち出して煙にまこうとし、住民側から、その“科学主義”を批判されるのが常である。ところが、伊方行政訴訟では、全くあべこべに、行政側が、「訴訟をいたずらに科学論争に引き込むものであって妥当性を欠くといわざるを得ない」と、泣き言をならべているのである。ここにも、自信の無さを、権力的なポーズでごまかそうとする、国側のいじらしさを見てとることができる。

よくもまあ「企業秘密」などぬけぬけと

被告の第4の主張は、提出命令が出た文書の中には、四国電力から企業秘密だと言われているものもあり、「守秘義務」があるので出せない、という主旨である。そのデタラメぶりを、「反論書」は痛撃している。

まず「反論書」は、「秘密保持」の主張は、「原審においてはなんら主張されることがなく、右抗告理由中で唐突に持ち出されたものであり、このことだけで右の主張がいかに根拠のない言いがかりに過ぎないかを示す」と被告のなりふりかまわぬ姿勢を批判している。また、被告が別項の、科学技術庁と四国電力との間でやりとりした文書を「疎明資料」として、もっともらしく提出していることを、作為的手段であるとして、つぎのように激しく非難している。「今日、原子力発電所の原

子炉には実質的に秘密に価いするようものはすでに存しないのが常識であり、しかも右回答によっても、これらの資料が秘密とされるべき実質的な内容の説明がなんらなされていない。これをそのまま公務員たる被告の職務上の秘密として主張しようとするのであるから、被告がいかに企業と一体化し、見識なくその随使に甘んじているものであるかもっとも露骨に物語っている」と。

さらに被告が、その「守秘義務」を合理化しようとして、「外国からの導入技術を一方的に公開し、我が国メーカーのノウハウについても、これを公開するならば適正な情報の入手が困難となり、我が国の原子力行政に重大な支障をきたし、結局、我が国の原子力開発さらにはエネルギー確保を極めて困難にすることは必至である」と、いやらしく、裁判所におどしをかけていることに対しては、つぎのように教えさとしている。「被告が現在なすべきことは、原子力発電所の開発推進に企業と共に狂奔するという立場を率直に反省し、裁判所の命令を待つまでもなく、本件審査がどのようになされたかを広く国民に公開してその批判を仰ぎ、以て今後の原子力行政が進むべき方向を国民的合意の基礎の上に置き直すよう努力することであって、企業と一体となり、危険性や非経済性の負担を一方的に国民に押しつけて原子力発電所の開発を推進し、国民を破滅の淵に追いやることでは断じてない。情報の公開こそ民主主義の基礎である」と。

三百代言もほどほどに

被告の主張の最後は、提出命令の出た文書が「法令上作成が義務づけられていない」とか、「参考のために事務局が作成して提出し

たものにすぎない」とか、要するに提出する義務も値打ちもないものだというのである。

「反論書」はつぎのように明快に論破する。「被告がその自己の怠慢により直接作成を義務づける明文の手續規定が存しない場合があるという理由で、本件文書の提出を拒否せんとする態度をとることは、とうてい許されない」し、一方では、「あわよくばその重要性に対する裁判所の認識を薄めようと努力をするかのごとくであるが、かかるみっともない子供だましのやり方を恥すべきである」と。

以上に概略を紹介した原告側の「反論書(一)」は、さる7月3日、高松高裁あてに郵送された。新聞記者からの情報によると、被告の国側も、「もし原告から反論書が出れば、それへの反論を準備する」とのことである。首尾一貫した原告の「反論書」を前にして、恐らく、頭の痛い作業が行なわれていることであろう。もし「反論書」が国側から出れば、原告側も、相手が沈黙するまで、再反論を加えるであろう。なお、前号ニュースでは、高松高裁での審理は文書だけと、おしらせしましたが、法律的には、口頭弁論も可能なので、弁護団から高松高裁に対し、口頭弁論を求めた文書が提出され、裁判所の決定を待っています。

50原局第 548号
昭和50年5月26日

四国電力株式会社

社長 山口 恒 則 殿

科学技術庁原子力局長 生田 豊 朗
安全審査に関する提出資料の取扱い
について

貴社伊方発電所原子炉設置許可に係る安全

審査に当たっては、申請書及び同添付書類以外のいわゆる参考資料について、これに企業機密が含まれることがあることなどから、当庁において公開しないという前提で貴社から提出がなされてきたところであるが、このたび、諸般の事情により公開することも考慮されるところから、上記参考資料について公開に応じられないものがあれば、その理由及び資料名を示されたい。

四原発第 195号
昭和50年5月30日

科学技術庁原子力局

局長 生 田 豊 朗 殿

四国電力株式会社

社 長 山 口 恒 則

安全審査に関する提出資料の取扱い
について

貴庁50原局第548号をもって照会のあった資料については、伊方発電所原子炉設置に関し弊社と三菱重工業株式会社との間で締結した機密の保持に関する契約条項に基づき検討したところ、別紙のとおり商業機密を含む資料があります。

上記商業機密は、三菱重工業株式会社がウエスチングハウス社と締結した技術援助契約によって守秘義務を課されているものおよび三菱重工業株式会社が独自に開発した設計等に関するものであります。

弊社といたしましては、上記契約条項に基づき、これら商業機密を守秘する義務がありますので、別紙商業機密に関する資料は公開しないようお願いいたします。

以 上

別紙

商業機密に関する資料

1. 燃料中心温度について
2. 燃料の設計・製作と品質管理について
3. 制御棒クラスタ駆動装置構造について
4. パーナブル・ポイズンについて
5. 核設計およびそのコードについて
6. 熱流束ホットチャンネルファクターについて
7. 反応度制御について
8. 1次冷却材喪失事故時の燃料被覆材の健全性について
9. 被覆材温度・FWのパラメータサーベイ

第 7 回 公 判

積極的な裁判所の姿勢
次回に立証計画を提示

「文書提出命令」に対して、原、被告双方から「即時抗告」が行なわれたために、審理は高松高裁に移り、松山地裁での公判は一時中断と考えられていた。ところが、松山地裁では、一たん高裁に移送していた裁判資料の返さいを受けて、公判予定日だった、さる7月3日に、第7回の口頭弁論を開く旨、原告団にも連絡があった。原告側としては、立証計画について、できるだけ早く国側の意見も聞きたいと思っていたので、公判開催に応じた。

第7回公判は午後一時から開廷。今回は、急な連絡であったため、はじめて傍聴席に余席が生じ、四電関係者らしい人も数人が傍聴席に入った。まず、裁判長から、左右の陪席の裁判官が交替したことを告げた後、提出文書の確認に入る。

前回に国側が提出した乙18号証、すなわち、四電作成のECCSの作動に関する資料については、これが現在係争中の「文書」の中に入っていることや、四電の資料でもあることから、原告側は「不知」と答えた。ついで原告側から、さる5月29日に提出した、「準備書面(六)」と、第7回公判に提出し

た「同(七)」とを、藤田弁護団長が、続けて朗読。

「準備書面(六)」は、前号ニュースでお知らせしたように、ウエスチングハウス型の蒸気発生器に国側が託していた期待が、美浜2号機の事故でついで去ったことをのべたもの。例によって、被告側代理人は、無表情をよそおって聞く。

「準備書面(七)」は、玄海の事故によって、国の期待は一そう影がうすくなったこと、原発の事故続発は米国も同様で、日米とも、原発の利用率はみじめな有様で、経済的にも使いものにならないこと、それに、「国際経済」誌6月号にのせられた、山口四電社長の率直な意見表明(別項参照)が、これまでの原告らの主張を裏づけていること、の三点にふれ、被告が誤りを認めて伊方原発の許可処分を取り消すように求めている。裁判長も、熱心に頁を追って聞き入っている様子。

ついで、原告側から提出した新聞・雑誌の記事を中心とした証拠資料の認否に入ったが、さすがにバツが悪いのか、「どこの版の新聞か」など、ぶつぶつ言って、結局、次回に認否を行うことにきまる。証拠の説明に際して、

仲田弁護士から、「山口社長をしかる科学技術庁の姿勢（別項参照）の中に、企業・行政の結びつきがよくあらわれていて面白い」とのべ、法廷に失笑が起こる。中村規制課長は下をむいたまま。

書証の提出を終わってから、村上裁判長が発言を求め、「弁論もいいが、次回から証拠調べに入りたいと思う。手続問題については、「文書提出命令」の行方もあるので、まず、1. 原子炉が欠陥品なのかどうか、2. 立地選定は正しかったのかどうか、の二点にしばらくして証拠しらべをしたい。賛成なら、次回に双方から、証人など立証計画を提出してほしい」と。

原告側としては、こちらから、そのことについて国に迫ることにしていたので、上記の二点に限るのではない、まずさし当り、ということを確認した上で応じることにする。国側代理人も賛成し、一応次回予定期日9月25日をそれにあて、時間は午後1時からとさる。裁判所としては、高松高裁での「文書提出」についての審理は、8月末には終るとの見通しを持っているとのこと。裁判長の態度から、裁判の促進および論争点について、なみなみならぬ熱意をいただいていることがうかがわれた。

公判終了後、裁判所の庭で総括集会を開く。山口四電社長の“失言”や玄海原発の事故などによって、地元伊方町の町議の中にも、かなりの動揺が見られるとのこと。“敵”の矛盾について、法廷内外の斗いを一そう強化することを誓い合い、ガンバローの声をひびかせて散会した。（Q）

語録集（「国際経済」6月号より）

山口恒則四国電力社長

○私共が調査して向こう（政府）がいいかどうか判断したわけで、その辺に問題があるのだろうが、現在は政府が直接自分でボーリングなり何なりを半年、一年かけて調査するという体制になっていない。安全審査の方法が安全審査そのものになっていない面はありましようね。

○原発ブームはやはり早過ぎた感じですね。われわれは、国の政策でやれというから急いでやったわけでしょう。東電や関電はもっと早くからやった。先日、吉村関西電力社長と個人的に会いましたが、彼も早かったという感じを持ってました。燃料サイクル問題の解決がついていないのに日本でどんどん軽水炉を作っていく。本当におかしな話で・・・。

中村科学技術庁原子炉規制課長

○安全審査に住民の意向など本来必要ない。行政判断としての地元の意向？ それは議会でよい。美浜炉の事故？ 細管の腐食は予期してそういう設計になっていた。ある確率分布で起こるのは避けられない。ズバッとギロチン破断はしないし、そうなるのを覚悟して運転しても住民さえ納得するなら安全だし構わない。

○裁判では（原告は）「むつ」から何か引き合いにしてくる。民間なら関係ないから乗らないが、国の姿勢が問われるといけなないので対応している。土地裁判？ 住居は建てられないし、四電に管理権もある。それでも座り込んだとしても技術的には500ミリレムのところは炉の極く一部だから、厳密に法律通りにやれば問題はない。だいたい何をもって安全というかですよ。故障は起こすが周囲の公衆に迷惑をかけたことがありますか！

科技庁山口社長をしかる

(読売新聞 6月26日号より)

電力会社社長が経済雑誌上で、国の原子力行政を批判したことに、佐々木科技庁長官ら幹部が激怒、同社長をしかりつけていたことが、25日の衆院科学技術特別委員会で明るみに出た。

社会党の湯山勇氏(愛媛)が四国電力の伊方原子力発電所についての質疑の中で取り上げたもので、四国電力の山口恒則社長が、月刊「国際経済」という経済専門誌の6月号でインタビューに答え①わが国の原発の建設は相対的に早過ぎた②その安全審査についても問題があり各方面の論議を呼んでいる③使用済み燃料の処理を決める核サイクルの対策もない、などと語っていることについて「進んだ考えだと思いが政府はどうか」と考えを聞いた。

生田原子力局長は「あの記事を見て怒りを覚えた。四国電力には原発を建設する資格がないと思った」と憤然とした面持ちで答え「ただちに社長を呼んで真偽をただし、しかりつけた」と語った。

湯山氏はこの答弁に「政府の欠点を正しく批判したのにしかるとは筋違いだ」と再答弁を求めた。しかし生田局長は「山口社長の釈明を一応は了解した。わたくしだけがわかっても活字になったものを読んだ多くの人の理解は得られないのでマスコミを通じて取り消すよう求めた」と強気で、原発の監督官庁と電力会社という公的な関係での発言訂正要求であり、要求が入れられなければ行政上の措置を取ることを明らかにした。

また、佐々木同庁長官も「山口社長は通産

省から四国電力に出た官僚出身で、よく知っているので呼んだらえ「山口君の失言だよ」ときつくしかった」と答えた。

——各地から——

県漁連の指導にもかかわらず 原発反対漁民61名も結束す

新潟県巻町に計画されている東北電力原発建設に向けての、最終準備段階の、第二次海象調査申し入れに対する漁協臨時総会が開催され、賛成109対反対61(組合員183当日出席83、委任欠席89)で、残念ながら、県、県漁連、電力の一体となった工作の中承認されてゆく結果になりました。しかし、この反対61票の重さは、今後の漁業補償に対する反対運動の展望を切り開きました。

2月15日開かれた定例総会での不当な承認決議に対して、69名の漁民からの異議申立てが行なわれた(県内では最初)。しかし、その裁決を県当局が引き延す中で、県漁連が直接、間接に賛成派漁民に指導を行ない、上述の、5月21日の臨時総会が開かれた訳です。

当日、県漁連からは指導課長他一名が総会にまで出席し、漁民に威圧を与える。そして私達反対派住民とマスコミ関係者まで、傍聴、入場を拒否する有様であった。また総会の実際出席者より委任状が多い状態の中、そのとり方にも多くの問題がある。

総会終了後、これら不当なやり方に対し、組合長に抗議するとともに、県漁連指導課長を追求したが、車に逃げ込み、話し合いたいとの私達の申し入れも一切拒否。県漁連会長への取りつぎさえも拒否。そのあまりのひどさに警察さえ仲介に出て呼びかけたが、これ

も無視。最後に名刺だけでも出せとの要求の中、役職の名刺でない、日本空手道連盟理事長の名刺を出す始末。

私達反対住民、漁民はこうしたおどしに屈せず、絶対原発建設阻止まで闘う決意です。全国の皆さん共に頑張りましょう。

(巻原発をつくらせない会、M)

タンプリン博士を迎えて
反原発市民連絡会議(東京)発足
アピール

この二年来、政府も財界もたくみにエネルギー危機をはやしたて、原子力発電の未来をうたいあげてきた。

それを背景とした電力業界は、原発立地の人びとにはかり知れない危険を押しつけたうえ、金と力によって、かけがえのない農地や漁場を奪い去ろうとしている。それに立ち向う地元の人びとのたたかいは、その純粹さと雄々しさのゆえに、私たちの心をゆきぶり、その眼を開かせてくれた。

そして、都市に住む自分たちの関心と運動のたち遅れを感じ、今こそ、その欠点をのりこえ、原発反対の運動をみずからつくり出してゆくべく、ここに「反原発市民連絡会議」を結成した。

私たちは、原子力発電所の操業と、起こり得る事故がもたらす人間と環境への破壊について、鋭く警告を発し、石油文明の代わりに、原子力文明を選択することへの根本的な疑念を投げかける。そして、原発が生み出すプルトニウムが、核兵器の原料となることに注目し、核エネルギーの「平和利用」が、実は、核武装化につながることをあばかねばならない。

いまや、世界各地で原発に抵抗する市民運動は高まり、国際的な連帯が叫ばれている。私たちは、最初の原爆被爆国民として、核兵器の生産、使用にあくまでも反対するばかりでなく、生物滅亡の凶器と化し得る原発の開発に反対し、力のかぎりたたかいていかねばならない。

この集会をきっかけとして、すべての人びとと連帯を深め、人類最後の公害といわれる原子力公害に対し、広範な市民的予防闘争をくりひろげていきたいと、心からねがうものである。

1975年6月7日

反原発市民集會

会計報告('75. 6/8~7/10)

収入

会費	396,000
カンパ	52,000
前月より繰越	227,599
計	675,599

支出

第7回公判援助費	201,130
内わけ	
旅費	126,330
行動費	74,800
ニュース代	18,000
郵送料	5,805
為替手数料	1,895
会場費	16,600
資料費	4,830
コピー代	25,497
事務用品費	12,160
計	285,917

繰越金 389,682